

禅宗史籍の註釈について

—五灯会元抄を中心として—

緒方香州

中世の大陸文化の受容とそれに伴う禅宗の伝来によって多数の禅籍が日本に将来され、当時これらの禅籍に対し種々な註釈が作られた。しかしこれらの中世の註釈の

大部分は既に散佚し、今日に伝わるものは稀であるが、以下に紹介する五灯会元抄は三種とも室町中期以前の成立と考えられ、禅籍の注釈書としては比較的初期のものであり、五灯会元の本文の読解の為に、ひいては他の禅籍の読解の為に、又中世の禅宗の学問の水準を解明する為にも大きな資料価値を有するものである。

禅宗史籍の註釈は五灯会元抄以外にも幾つかあり、五灯会元抄の中にもそれらが見られ五灯会元抄の内容や成立を開明する為にはこれらの他の註釈についても触れざ

るを得ず、又現在は直接の関連をもたないと考えられるものも将来新資料が出現した際には照合が必要になるものもあると考えられ、中には未報告のものもあるので、一応管見に入った禅宗史籍の註釈の概要について紹介しておきたい。

現存する註釈書のうち調査しえたものは

- | | | |
|-----------|-----|------|
| (一) 五灯会元抄 | 一山抄 | 写本一冊 |
| (二) 五灯会元抄 | 蒙山抄 | 写本一冊 |
| (三) 五灯会元抄 | 咲山抄 | 写本三冊 |
| (四) 五灯録抄 | | 全八冊 |
| a、伝灯録抄 | | 写本三冊 |
| b、広灯録抄 | | 写本一冊 |
| c、続灯録抄 | | 写本一冊 |
| d、連灯録抄 | | 写本一冊 |

e、普灯録抄

(五) 景德伝灯録鈔

写本二冊

(六) 景德伝灯録鈔

板本五冊

の六種であり、この他

写本一冊

(七) 景德伝灯録抄註

写本一冊

(八) 〔景德伝灯録抄〕

写本一冊

(九) 五灯私考

写本一冊

の三種は所在は判明していながら調査できなかったため、将来その機会を得たい。以上の他記録によって存在したことが知られるものには金沢文庫蔵の称名寺小経蔵目録に見られる。

抄 一帖

伝灯年代補註

があり、前者は前後からすれば五灯会元の抄と考えられ、臥雲日件録抜尤には

伝灯録抄 空谷明応述

五灯会元抄 古篆周印

がみられ、蔗軒日録には

五灯会元抄

十冊

がみられ、日本禅林選述書目には

伝灯録抄 椿庭海寿

僧宝伝不二鈔 岐陽

五灯一覽 雲章

五灯会元抄 叔英

が挙げられ、新纂禅籍目録には

増集統伝灯抄

が挙げられるが、これらの番号を冠しなかったものはいずれも不伝或は所在不明であるので照合することができず関連の有無は確認できない。以上の他

大光明蔵事苑 桂州道倫撰

大光明蔵葦蒙 此山玄潤撰

五灯别蘊 無著道忠撰

景德伝灯録校解 無著道忠撰

にも僅かながら「五灯考・会元抄・伝灯鈔・一山曰・山曰」等の引用があり、又註釈書ではないが相国寺大通院蔵の

覆延文三年刊 景德伝灯録

には、他本との校異を除外して千四百項目強の書入れ註記があり、註釈書に匹敵するだけの分量があり「山曰・源曰」等の引用があるので、これらも必要に応じて触れることにする。

二

(一)～(九)で挙げた註釈書のうち(七)(八)以

外は未紹介であり(一)〜(三)については後述することにし、まず(四)以降の註釈書の概略について述べる。

(四)の『五灯録抄』(東福寺靈雲院藏)は序跋選号等は一切なく選者や選述年代は不明であるが、筆写年代は江戸中期で筆蹟は数人に亘るが、一具のものとして筆写され五種八冊とも同様の外観形態と書写様式を有する。註は真名抄で『五灯録抄』全部を合計すると千二百項目弱にのぼるが、種々雑多な註を寄せ集めたものではなく、項目の重複もなく註釈の様式も統一され、その形式や内容から考えると最初から『五灯録抄』として選述されたことは明らかである。註の内容は殆んどが故事の出拠渉典に関するもので俗諺俚謡等の社会風俗に関する註は少なく、その註釈の仕方項目をあげ次に典拠となった引用書名をあげ続いて該当個所の文を引くのみで、特定人や著者自身による説明はなく、引用典籍にしてもオーソドックスなものが多く、この点極めて特徴的であろうなれば非常に硬い註釈書といえよう。

五灯会元抄の中に「伝灯抄」や「普灯抄」の名が見られるが、『五灯録抄』中の『伝灯録抄』や『普灯録抄』と照合しても殆んど対応せず、両者の間には関連は見出せない。猶この『五灯録抄』と日本禅林選述書目の中の「五灯録抄」とは同内容のものである。

(五)の『景德伝灯録鈔』(駒沢大学藏)は(四)の『五灯録抄』中aの『伝灯録抄』と同内容のものである。但し(五)の木板本の『景德伝灯録鈔』は巻四と巻六の後の二ヶ所に「此所四丁板行節紛失也」とあるように巻五と巻七の全部と巻八の初めの部分合計二十九項目を欠く原欠本であるが、(四)aの写本の『五灯録抄・伝灯録抄』は完本である。もともと『景德伝灯録』の楊億の序に対する註釈のみは(五)の木板本の方が十一項目多いが、これは木板本の出版に際して増加されたのである。

猶(五)の木板本の『景德伝灯録鈔』は序跋選号刊記等一切ないが、目次と本文とは字様が異なっており、目次の部分の字様は寛永頃、本文及び題僉の字様は元禄頃の字様であり、或は寛永頃に着手して目次のみ雕つただけで中断し元禄頃に継続して完成し、この間に八丁分を失ったのではなからうか、若しこの推定が正しければ『五灯録抄』は江戸初期以前に選述されたことになる。

(六)の『景德伝灯録鈔』(京都大学藏)は江戸前期の写本で注は真名抄で、外題は「景德伝灯録鈔全」とあるが現存分は『景德伝灯録』の巻一より巻三までの註釈のみである。然し巻中に「具見第十」等の註記があるので元来はより広汎なものであったことが知られるが、該

本は筆写の際は既に零本となっていた様である。選者は不明であるが中世に成立したと考えられ二三種の註釈を寄せ集めたらしく同一項目が重出する所が屢々ある。註には『宝林伝』からかなりの引用がありこれは直接『宝林伝』をみていたと考えられ、一ヶ所ではあるが「象山和尚抄引之」とあること、又「山曰」という引用が全体に亘って二十ヶ所許りあること等が注意を惹くものである。

猶(七)の『景德伝灯録抄註』も椎名宏雄氏の報告によると中世の選述で『景德伝灯録』の巻一より巻三までの註釈の零本であるとのことであるが、椎名氏の報告と完全には一致せず、又『六祖壇経』からの引用もないので(六)の『景德伝灯録鈔』と(七)の『景德伝灯録抄註』は一応別本としておきたい。

(七)の『景德伝灯録抄註』(松ヶ岡文庫蔵)と(八)の(景德伝灯録抄) (無表題であるので仮にこうする) (六地藏寺蔵)は未見であるが、椎名氏の報告によると前者は『景德伝灯録』の巻一より巻三までの註釈の零本で筆写年代は江戸時代、後者は巻十より巻十三の途中までの註釈の残欠本で筆写年代は室町時代で、両者は筆写年代等に相違はあるものの元来「同一原本に基づく異本の各一部である」とされる。両方とも未見であるため五灯会元抄中にみられる「伝灯抄」が本書に該当するかど

うか不明であるが、選述年代からすれば何等かの関連を有するのではなからうか。特定人物の講述からの引用としては「山云」は(七)(八)を通じて三百ヶ所「源云」は(八)のみに十数ヶ所あるとされる。

(九)の『五灯私考』も未見であるが新纂禅籍目録によれば元文三年の写本であり選者や選述年代等は不明である。

さて次に述べるものは註釈書ではないが有力な資料であるのでとりあげることにする。相国寺大通院蔵の覆延文三年刊『景德伝灯録』には室町時代の書入れがあり、全体に亘って綿密に句読訓点が施され欄外には註が記されている。この書入れは何等かの註釈書を座右にしながらそれから適宜抄出し書入れたらしく、又欄外という制約の為に長文の註は少ないが、全体で千四百項目強にもおぼり引用や校合等種々注目すべき点が多い。特定人物の講述よりの引用としては「一山云」はただ一ヶ所巻四の招賢会通章の六官使に対する註にみられるだけであるが、「山云」は全体に亘って二百ヶ所余に見られる。これは巻六末の禅門規式や巻三十の跋や或は『景德伝灯録』にのみ見られる文にもあるが、『宋版景德伝灯録』には収録されず『元版景德伝灯録』(一三二一六年末刊)にのみ収録された巻九末の伝心法要に対する注は全くな

いので、これらのことよりすれば「山云」は一山一寧（一二四七—一三一七）のことと考えられ、一山一寧によつて『景德伝灯録』が講述されたことは確かである。「源日」の引用は卷十一より卷二十四の間に数ヶ所あるが、「源日」の引用がある註釈は目下のところ（八）の〔景德伝灯録抄〕のみであり、この書き入れはこの系統の註釈に基づいていると考えられる。又種々の引用文献がみられるがそれらによつて明確な書入れの年代を決めることは難しく室町時代の書入れという他なく、（六）の『景德伝灯録鈔』との関係も確かめることができない。ともあれこの書き入れは抄出である為かもの足りない点や虫損や錯脱で読み難い所があるものの景德伝灯録の註釈の完本がない今貴重な資料である。

三

建仁寺両足院は多数の稀覯書を蔵することて著名であるが

(一) 五灯会元抄	一山抄	写本一冊
(二) 五灯会元抄	蒙山抄	写本一冊
(三) 五灯会元抄	咲山抄	写本三冊

も他に伝本あるを知らない。三種五冊とも同様の外観様式を有し、寸法・表紙・書写形式等すべて共通で、三四

人の筆蹟がみられるが一具のものとして筆写され、その筆写時期は室町中期から後期にかけての頃と考えられる。各冊とも縦二七・九センチ横二〇・七センチで淡青色古表紙袋綴で、書背には「共五」、表紙右側上半部には「洋嶼菴五冊内」と墨書し、表紙左側の外題は概していえば題僉の剝げた跡に例えば「五灯会元抄 自一至廿 一山鈔 全冊」というように書し、他のものも同形式で選号冊数等夫々然るべきようになってゐる。各冊巻頭には「鶯峰仏窟」の朱文印を捺し、巻末には選者を示し、或は書写の際の識語がある。本文は每半葉一九行二四字で見出し語の下を一二字空けて註を記している。

A

(一)の『五灯会元抄、一山抄』(以下『一山抄』と略す)は一応この様に表記するが、これは一山一寧(一二四七—一三一七)自身が『五灯会元』の註釈を選述したものと誤まれ易く、適切な表記の方法ではないが且くこうしておく。

外題は左側の題僉の剝げた跡に「五灯会元抄 自一至廿 一山鈔 全冊」と墨書し、巻頭には「五灯会元抄」巻末には「一山抄」と表記され、本文は全て同一人の筆蹟である。前表紙の裏打には文明四年(一四七二)の年

号のある文書が使われ、後表紙裏張には「此一冊者特芳傑和尚之手蹟也／関山—授翁—無因—日峰—義天—雪江—特芳」と記されているが、これは本文とは別筆であり、本文は三十二葉で九百数十項目の註がある。

右の識語にある特芳傑とは竜安寺中興の特芳禅傑（一四一九—一五〇六）のことであり、該本が若し特芳禅傑の真蹟本からの、或いは右の識語を有する写本からの転写本であるならば本文も識語も同一人の手になるべきであり、本文と識語が別人の手になるということは該本は特芳禅傑の真蹟本ということになり筆写年代もかなり限定されてくるが、特芳禅傑の筆蹟は他に比較できるものがなく確認できない。今回紹介する『一山抄』の該本は第十四葉の折目より後の部分約十行分が切り取られている他は乱丁等の形態上の問題はない、しかし書写の原本には甚しい錯乱と虫損があつたらしく、該本も大小様々の錯乱と空格があり、このままでは『五灯会元』の本文との対応関係も見出すのが困難な程であり、以下に述べられることも明確な結論は出せずすべて推論にならざるを得ないが、一応先ず整理した結果を示すことにする。

『一山抄』は一山一寧自身の選述ではなく、一山の講述をもとにして、後世の人がまとめたものであると考えられる。というのは『一山抄』の註の殆んどは一行足ら

ずの短いものであること、註に「山曰」とするものがありあること、この他にも一山当時にはなかったと思われるものからの引用があるので『一山抄』は一山の講述に基づいた書入れ註記等から抄出されたことが推定される。

『一山抄』は錯乱が甚しくそのまま引用すると論旨が混乱するので、ここでは『五灯会元』に従って訂正した形で表記するので原本とは一致しない所があるが、ともかく『一山抄』の錯乱を整理すると次の如くなる。

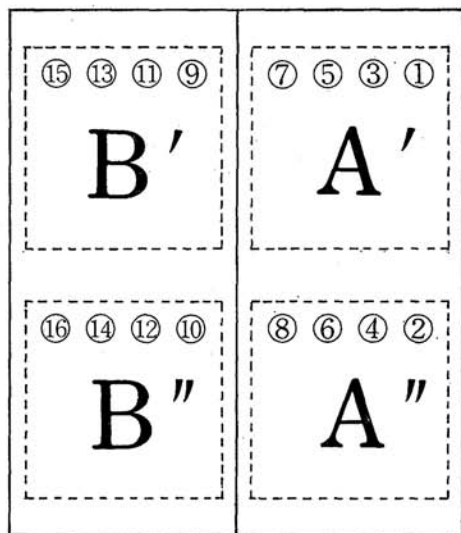
第一種の錯乱は『五灯会元』の順序と対応しない語句が突然出現するもので、『五灯会元』中に対応する語句のみつかるものもみつからないものもあるが、出現の仕方は散発的でいわば単純な錯乱と言えるものである。

第二種の錯乱は伝世転写の際の錯簡錯誤に由ると考えられるもので、錯乱ではあるが一種の規則性がある。説明を容易にする為に模式的に図示すると次の様になる。

第一類は正しい順序になっている部分で卷一・二・三・五・六・八・十七・十九の八巻である。

第二類はA'B'A'B'のような順序になっている部分で卷十・十四・十五・十六の四巻である。

第三類はA'A'B'B'のような順序になっている部分で卷



(①②③は見出し語の順次を示す)

四・十一・十二・十三の四巻である。

第四類は以上の分類に入らないものの先述の模式図から生じうる錯乱の範疇に入るもので巻七・九・十八・二十の四巻である。

要は錯乱がある部分はA'A'B'B'の小グループの註が種々の組み合わせで出てくるわけであり、小グループ内での順序の乱れはない。

もちろん『一山抄』の錯乱は右の様な単純なものではなく考え方によっては他の分類やもっと細かい分類もできるが、右の分類は分類が目的ではなく錯乱の原因を説明する為のものであり、ともかく基本的には右の模式図で示したように『一山抄』の元来の形は一紙面を上下二段に分ち上下交互に註を記していたと推定され、それが伝世転写の際の錯簡錯誤によって現在の様な錯乱したもとのなるに到ったと考えられる。

第三種の錯乱は『五灯会元』との対応関係の見出せない語句が十項目から二十項目ばかり連続して集中的にある所が巻十・十二・十九の途中に一ヶ所ずつある。

『一山抄』の巻十は錯乱の第二種の第二類に当たり、『五灯会元』の巻十の巻頭より巻末まで一旦註を施した後もう一度改めて巻頭より巻末までの註を施しており、巻十の第三種の錯乱は一度目の註と二度目の註のちよう

ど中間にあり、『五灯会元』との関連の見出せない項目が二十項目連続した後、紙葉が十行分程切り取られて無くなっている。このうち九項目は『五灯会元』中に同一語句が見出されるが前後の順序については全く脈絡がなく、正しい対応であるかどうか判らず、前述の模式図の中の小グループ内の順序もなくなっている。

ところが『一山抄』巻十の第三種の錯乱のうち「本来只是吹灰法却向壇頭脱却衣」の項は『景德伝灯録』の巻十二鎮州万歳和尚章に見出されるが『五灯会元』巻四の鎮州万歳和尚章にはなく、「閩閩中物||情欲貪愛之事」の項は『景德伝灯録』巻十の葉山惟儼章に見出されるが『五灯会元』巻五の葉山惟儼章には見出されず（両方とも大通院藏の『景德伝灯録』には書入れの註があり、就中後者は「閩閩中物捨不得||山云情欲貪愛之事」とありよく一致する）、「且得平交」の項は『景德伝灯録』巻十二の汝州南院章にあるが、『五灯会元』巻十一の汝州南院章では「且喜共你平交」となり少し異っている。これらの語句が『五灯会元』にないことを確認した訳ではないが、以上の諸点からすればこれらの語句は『景德伝灯録』の註釈に拠ったのではないかと考えられ、又『景德伝灯録』は巻二十六で譜録の部分は終り巻二十七以降は雑録となり内容的には巻二十六で終っており、『五灯会

元』の巻十は『景德伝灯録』の巻二十六に当たる部分を含むのも右の推測を裏づけるものである。巻十二と巻十九の第三種の錯乱については対応するものは目下のごころ何も見つかからない。

『一山抄』の註のうち「山曰」という註がみられるのは巻三巻四に頻出する他には巻五巻六巻八に二三度ずつみられるのみであるが、「山曰」のない註も他の註釈では「山曰」として引用されるものが多く、この他「私云」という引用があるが『五灯会元』巻十の翠巖嗣元章の「好不信人直」の註は「人心甚直汝何不信 私云好字上声呼郷談也不是好義」とあり、巻十四の宝峯惟照章の「活受生」の註は「活在此便多辛苦、私云生受郷談也言不易也」とあるが、この様に郷談を引いた註が施せるのはよほど中国に通じた人でなければならず、他の註釈をみても「郷談」が出てくるのは多くは「山曰」の註であるので、この「私云」は一山とみてよいであろう。

註には、「唐土」という言葉が二三みられ、更に『蘭溪建長語録』からの引用がみられるのは日本でまとめられたものであることを示し、「大元」という用語があるのは一山の来日の時期と一致する。

以上の如く種々の問題もあるが現段階では『一山抄』は一山自身の選述ではないものの基本的には一山の『五

灯会元』の講述に基づくものとする推定を決定的にくつがえすものはない。もちろん一山の講述と『一山抄』のまとめられた年代には隔りがあり、新本伝灯すなわち元版『景德伝灯録』との校異も二ヶ所あるが、この種のもののは後世まとめられる際にとり入れられたと考えればよいであろう。

種々ある引用書のうち注目されるのは『啓劄事物綺談類』『法書要録』『字源』『遜齋閑覽』『呂氏読詩記』『臨安志』『方語』『林間録抄』『偃溪録抄』『伝灯抄』『普灯抄』等であるが、所謂抄物からの引用は註の末尾に「詳見伝灯抄」とか「更見普灯抄」とかいった様な引用の仕方の方が殆んどで引用文を伴わず、他の文献の引用の仕方とは異なっており、後から付加されたのかとも考えられ、一山の当時これらの抄物があったかどうかは疑問であり、たとえあったにせよ、当初からの注であるかどうかは疑問であり、又『景德伝灯録』に収録されていない人の章に「伝灯抄」として引用されるものが多く。「普灯抄」についても同様であり、組織的な対応関係が見られないのも前記の推定を裏づけるものである。

ともあれ一山は日本の禅宗の学問の源流として非常に大きな影響を与えた人であり、中世の種々の註釈にも「山曰」としてよく引用され、この『一山抄』は『五灯

会元』の註釈としても「一山の註」としても古いものであり、他の資料と相俟って重要な研究資料となるものである。

特徴的なこととしては中国の俗諺俚語等の社会風俗に関する註が豊富なことであり、この註が一山の講述に基づくことを裏づけるとともに、単なる随文作釈の末註とは異なる別の価値を有することである。

B

(二)の『五灯会元抄、蒙山抄』(以下『蒙山抄』と略す)は表紙左側題僉の剝げた跡に「五灯会元抄 自一至廿 蒙山鈔 全冊」と外題を墨書するが、その他にも表紙中央上部に「驢唇先生十六」と墨書がある、本文十七巻の初めにも「驢唇先生」の項目があるが、何故に表紙にこう書いてあるのかは判らない。巻末には「蒙山抄」と書するのみで他には選号や識語等は一切なく、本文は六十二葉で、五百五十項目弱の註があり、『一山抄』のとは別人であるが、全て同一人の筆蹟であり、『一山抄』にみられる様な錯乱は殆んどない。

註釈の態度は徹底した典拠主義で貫かれており、註釈は悉く何等かの典籍からの出拠を有するものに限られており、特定人の講述等からの引用はなく、他本との校異

や俗語等に対する註もなく、たとえ註釈の必要な難解語句でも典拠のないものは除外したと思われる程で、『一山抄』にみられる様な達意的な態度とは対照的であり、この点(四)の『五灯録抄』とよく似た態度である。以上の点から推せば撰者は『五灯会元』に対する通常の一般的な註釈を作ろうとしたのではなく、他の一般的な註釈の存在を前提とし、それとは別にそれを補うような独自の註釈を作ろうと意図していたように思われる。

ちなみに撰者の蒙山智明(一二七六一—一三六六)は幼少の時より元の降将万戸將軍の養子となり、唐音をもつて詩書を授けられ、能く唐音に通ずるようになり、一山の記室をつとめ、伝灯已下の禅録で講ぜざるものなく、且つ自ら抄し且つ筆し、平生は手に巻を積てず内外の典籍涉猟せざるはなし、といわれるが、この『蒙山抄』に引用される典籍もまことに驚くべき広範囲に亘り、撰者の学識をうかがわしめるとともに、当時の学問の水準がいかなるものであったかを知らしめるものである。

『蒙山抄』に名の見られる禅籍の註釈書は「伝灯抄」「普灯抄」「大慧書抄」「野録抄」「僧宝伝抄」「方語」等があり、「方語」以外は『一山抄』と同様に註の末尾に「更詳見於普灯八抄伝灯十三抄等」というように名のみがあげられ引用文が伴わず「伝灯抄」「普灯抄」は組織

的な対応もないので、これらが当初からの註かどうかは疑問もある。これらの註釈を照合した結果は(六)の『景德伝灯録鈔』に二項目程の該当項目が見出されるが、禅宗史籍の註釈は六祖慧能までは「祖庭事苑」等の引用根拠が同じである為に類似したものとなるので、『蒙山抄』にみられる「伝灯抄」がただちに(六)の『景德伝灯録鈔』に当たるかどうかは猶決定しがたい。

引用文献の中には仏典や漢籍の註釈も多数あげられており、老荘に到っては「洞玄靈宝自然九天生神章経」といったようなものからの引用もあり(正統道藏本とは少異がある)、これら多数の引用典籍は『普門院経論章疏語録儒書等目錄』(一三五三年撰)と併わせて、当時大陸から将来された書籍の種類や傾向、或いは学問の受容という面から種々興味を惹くものである。殊に種々ある引用文献の中でも「太極図」(現行のものとは相違がある)や「太極図説」からの引用は重要な資料である。というのは日本の朱子学の祖は一山一寧であると考えられているが、蒙山智明は一山の記室をつとめており、又蒙山を養った万戸將軍は儒者でもあったとされ、蒙山がどちらから朱子学を伝授されたにせよ日本の朱子学の受容という点から最古の資料の一つと考えられるからである。

ところで前記の如く引用の典拠は非常に広い範囲に亘

る反面、特定人物の講述からの引用は全くないというような徹底した典拠主義によるこのような特殊な註釈書の出現、すなわち註釈書の分化がみられるということは、その背景となる学問は相当高度に発達していたといわねばならず、『蒙山抄』は単に『五灯会元』中の語句の出拠を知るに役立つのみならず、当時の日本禅宗の学問の水準がこのような特殊な註釈書の出現を要請するにまで達していたことを示すものである。

C

(三)の『五灯会元抄、咲山抄』(以下『咲山抄』と略す)は三冊より成り、第一冊目には題僉があり、第三冊目には題僉の断片が残っているが、この題僉の下に墨書で「五灯会元抄」とあり、一冊目は巻一から巻五まで二冊目は巻六から巻十二まで三冊目は巻十三より巻二十までとなっており、三冊目の巻末に「右鈔者咲山和尚之所作也余也書以示将来学者所庶一覽以便免所疑焉焉馬之誤者尤多矣必也后之学者儻改而正諸不亦宜乎云云」と識語があり、筆蹟は途中で変わっているが別人なのか同一人なのかは判らない。第一冊目は四十六葉第二冊目は四十五葉第三冊目は四十七葉から成り全体で三千項目弱の註がある。

『咲山抄』は、特定人の註である『一山抄』や典拠主義による『蒙山抄』とは対照的に種々の註を集大成したものであり、『一山抄』ほどの甚しい錯乱はないが形式的に整っていない所があり、二三種の註をよせ集めたものであることが容易にみとれる。

『咲山抄』は大別すると三つの部分から成りたっている。第一は『咲山抄』の大部分を占め全体に共通する根幹となっている部分であり、第二は巻七から巻十一に到る五巻に付けられた拾遺の部分であり、第三は巻十六の後に付けられた増補の部分であり、夫々第一を「甲」第二を「乙」第三を「丙」と呼ぶことにするが、この三者は形式的にも内容的にもそれぞれにかなりの相違がある。「甲」の部分は『一山抄』や『蒙山抄』が章を分たずに項目を列ねているだけであるのに対し、『咲山抄』は章が変わる毎に人名を挙げて標目をたて章を分かち非常に見易くなっている。冒頭に『五灯会元』の選述に関する逸話が挙げられており、これは『禅籍志』の『五灯会元』の条に「日本叢林。自古伝。濟大川住靈隱時。云云」として述べられているものと同趣旨であり、『禅籍志』の拠ったものが何であるかは判らないもののその伝承の古いことがこれによって確認される。この記事は『咲山抄』に収めるものの方が古く且つ内容も多く『五

灯会元』の選述に関する重要な資料であるので少々長い以下に紹介する。

濟大川住靈隱時。江湖英納多会席大。其中有惠明侍者。語同志諸兄弟云。視五灯之作筆削不精。吾將補綴罅漏削冗長以著一書。公等其勦力乎。諸兄皆諾。已而十余輩者繙五灯而評論簡句要語。時愚虛堂為万松西堂而寓靈隱。聞之憚然徃往明公勉教之曰。夫述作撰集者耆德之作也。公以妙年之才作之豈堪其任乎。況五灯之書皆從上宿德之撰也。公寧雌黃其可否哉。明心声対曰。和尚在万松語曰。雖為万松孤頂之雲猶思霞峰老人之石。如此語諸方或以為美談。和尚豈有如此無巴鼻之語乎。愚屈而退。因此明公嘉名籍甚於是。遂終会元之撰無敢議之者云。又夫一書之篇号必有所基矣。易云。元者善之長亨者嘉之会。剽略曰会元。若以次第而言之可作元会然而以文勢之順故曰会元。更に『五灯会元』の選述に関する記事としては本文中

に

惠明 在堪笑翁会下主書記。在濟大川会下為首座。諱惠明号友雲。未詳其法嗣也。

盧都寺 盧石屏在靈隱為都寺。後住蔣山嗣大川者也。

盧石屏与朋友雲同往虚堂処。堂問云。公等各集五灯会元具什麼眼目成編乎。二人云。消得竜王

多少風与劉鉄磨參瀉山公案答話。我等見之常笑之具何眼。堂不答云云。老牛你来此意如何。

答云一箭中紅心云云。今一則公案分明不記得也。と出ており『一山抄』には

盧都寺 石屏也靈隱者旧有財力者。後住護国優溪住靈隱有上堂。

と出ており『蒙山抄』には

惠明首座萃五灯為一集師云明竹窓不住院無嗣法

とあり、『禅籍志』とは又異つたことが述べられている。

『五灯会元』の本文は宋版と元版では七ヶ所の相違があることが椎名氏によつて発表されているが、『咲山抄』はこのうち卷一の達磨章の四ヶ所が照合でき、『咲山抄』は宋版あるいはその系統の五山版に基づいて註釈されていることが判る。註釈の態度は可能ながざり広い範囲から註を集めるといふ方針がとられており、出抛の涉獵とか考証とかには力が注がれてはおらず、広範囲から註を集めているにもかかわらず引用典籍はありふれたものが殆んどである。又註の形式も真名抄が大部分であるが、長短あり、句読訓点あり、本朝ノ云云、和名ノ云云、和訓ノ云云あり、著語風あり、校合やそれに対する勘弁ありといった調子の種々雑多なものである。

又卷二の牛頭法融章はその後半の全文に亘つて註がつ

けられており、この註だけでも五紙にもほっているのも他に類を見ない。註に引用される人名は八人ばかりあるが、「咲山云」というような表記は全くないのでこの註は撰者の咲山周念（？—一三八三）が諸方の他の註を集大成しただけなのか、咲山自身の註がこの中にはいつているのか全く判らない。更に不思議なことにはこれだけ広範囲から註釈を集成したにもかかわらず「伝灯抄」や「普灯抄」といった抄物からの引用が全く見られないのも「咲山抄」の特徴である。

さて『咲山抄』は引用典籍についてはいささかもの足りぬ感があるが、これに反して引用に現われる人名は八人ばかりもある。「関云」は十七ヶ所、「私云」は三ヶ所、「鏡堂云」は三ヶ所、「約翁云」は一ヶ所、「竜山云」は一ヶ所、「覚云」は一ヶ所、「林云」は四十ヶ所、「山翁云」は四ヶ所、「翁云」は一ヶ所、「一山云」は九ヶ所、「山云」は二十五ヶ所である。このうち鏡堂は鏡堂覚円（一二四四—一三〇六）、約翁は約翁徳儉（一二四四—一三一九）、竜山は竜山徳見（一二八四—一三五八）、山翁・翁・一山・山は後述の如く一山一寧（一二四七—一三二七）のことと考えられるが他は不明である。

『五灯会元』の卷十二・十六～二十の六卷は『景德伝灯録』と重複しない部分であるが、「関云」の引用があ

るのは『五灯会元』の卷十八以降のみの十五人であり、このうち二人は『宗門連灯会要』にも収録されるが十五人とも『嘉泰普灯録』に収録されている。従って『咲山抄』は直接には「普灯抄」を引用しないものの「関云」の引用は「普灯抄」に基いているのではなからうかと考えられる。

他の「私云」「鏡堂云」「約翁云」「竜山云」「覚云」は出現頻度が低く照合の意味がなく、「林云」は『五灯会元』卷十六以降にも二十一ヶ所あるので前述の様なことは考えられない。

「山翁云」の引用は四ヶ所のうち三ヶ所が『一山抄』の注と一致し、「翁云」の引用は一ヶ所あるのみであるが、『一山抄』の註と一致するに反し、「一山云」は九ヶ所の引用のうち一ヶ所のみが『一山抄』と一致するだけであり、「山云」の引用は二十五ヶ所のうち『一山抄』と一致するものは全くない。但しこのことはこの「山云」が一山以外の山の系字を有する人物例えば蒙山や咲山を意味するのではなく、先述の大通院蔵の『景德伝灯録』の書入れの「山云」の註と一致するものが二ヶ所あるのでこの「山云」は一山一寧であると考えられる。

ともあれ「山翁」「翁」「一山」「山」はすべて一山一寧と考えられるが、前二者は『一山抄』とよく一致する

に對し、後二者は殆んど一致しないということは、前二者と後二者は夫々別の出拠を持っていたと考えられる。すなわち一山は前述の如く『景德伝灯録』の講述も行なっており、この他にも『五灯会元』やその他の禅籍の講述を行なったであろうし、それらの複数の出拠をもつ一山の註が、途中で合採されたり抄出されたりという複雑な経過をたどって伝えられてきたことが反映されているのであろう。ところで上述の一山の註が『景德伝灯録』と重複しない部分にみられるのは卷十九仏灯守理の章の「神山打羅」山云打羅者篩麵也或云神山者石人也打羅者織羅也」のただ一ヶ所のみであるが、これは既に卷五の神山僧密章の註に「打羅」山翁云篩麵也或云織羅也或云土羅」とあるのと同様であり、又『一山抄』の卷五の神山僧密章にも「打羅」山曰篩麵之具」とあり、若し卷十九の註が卷五の註の重出とすれば『咲山抄』の一山の註は『景德伝灯録』の範囲内に取まってしまう、「山云」の引用が『一山抄』とは一致せず大通院藏の『景德伝灯録』の書入れと一致するものが少しあるという点と併わせて考えると『咲山抄』の一山の註の引用は『景德伝灯録』の註から採られたものかも知れない。

第二の卷七から卷十一に致する五卷に付けられた「拾遺」の部分、すなわち「乙」の部分は『咲山抄』の「甲」の

部分の各巻の後に「五灯会元鈔第(巻数)拾遺」と冒頭に書いた後に章段を分たずに註が列挙されており、「甲」の部分も「乙」の部分も同一人の筆蹟と判断される。これは分量的には対応する「甲」の部分の三分の一強に当たり、内容的にも「甲」の部分とは相当様子が異なり、他からの引用は少なく、典籍としては『仏法大明録』との校異が一ヶ所あることが注目される程度で、他は「方語や「祖庭事苑」等の引用が数ヶ所あるぐらいで特色はなく、他の人物の講述からの引用は全くなく、種々の註釈を集めた「甲」の部分とは異なっている。又「乙」の部分には『景德伝灯録』と重複する部分も重複しない部分もあるが、重複しない部分にも註があるので、『景德伝灯録』の註釈を抄出して「甲」の部分に付加したのではない。

この「拾遺」が何故に卷七から卷十一にかけての五巻にのみ付せられ他の部分に無いのか理由は判らないが、「甲」の部分の卷三の南泉普願章と卷四の趙州從諗章は註の配列が二段につき足したかたちになっており、前段で一応註釈が終ったのち、後段で又註が初めから改めて施し直され一部には項目の重複もあるので、或はこの「乙」の部分の「拾遺」は「甲」の部分に合採されずに残った部分かとも考えられるので、「乙」の部分の「拾遺」が「甲」の部分の成立後に増加されたものか、「甲」

の部分構成すべきものが合採されずに残ったものであるのか判明しない。

第三の巻十六の後に付けられた増補の部分すなわち「丙」の部分は、「甲」の部分の巻十六が終わった後紙葉を改めて、「五灯会元抄第十六」と標目をたてた後四十項目ばかりを列挙する。この「丙」の部分は前後と同一の筆蹟であり、項目数に於ては対応する「甲」の部分の約半分であるが、紙葉数はほぼ同等で、註はすべて真名抄で長文の註が多く、形式内容とも「甲」や「乙」の部分とは全く異なったものである。

この「丙」の部分の特徴は『一山抄』と『蒙山抄』の一部をそのまま依用している所があることで、最初の五項目は標目も註も配列も、『蒙山抄』の巻十六の初めの五項目と全く同じで、続く数項目も『一山抄』と同じである。もっとも『一山抄』は錯乱があり、配列は一致せず、註もこの「丙」の部分は「山云」で始まるのが『一山抄』には「山云」はない等の相異はあるが、基本的には「一山抄」をそのまま引用しているといえる。続く二項目は巻十六には該当項目がなく、巻十九に該当箇所があるが、これも『蒙山抄』と全く同じであり、その後は『一山抄』や『蒙山抄』と一致するものが所々に現われ、全体で四十項目のうち八項目は『一山抄』と、九項目は

『蒙山抄』と一致する。「甲」の部分にも『一山抄』と一致する註もあるが、これ程の強い関連を有するものではなく、『一山抄』や『蒙山抄』を依用するならば当然全体を用いるべきであるにもかかわらず「丙」の部分のみ関連があり、他の部分にはないのかは理解しかねる点である。猶このように「丙」の部分には『一山抄』や『蒙山抄』からの引用がみられるが、「甲」と「乙」の部分は内容的には『一山抄』や『蒙山抄』とは関連がなく、従って『咲山抄』が『一山抄』や『蒙山抄』より後から出来たということにはならないわけである。

四

『一山抄』『蒙山抄』『咲山抄』の三者は引用典籍にも中世に選述されたものとしての特色がある。その一つは『方語』で三者とも『方語』をよく引用する。方語とは禅籍のみ見られる特殊用語（一種の慣用語）のことであり、『方語』はそれに註を併わしたものであり、この註なしでは方語は理解することは不可能といってもよいであろう。しかし特殊なものであるだけに一度転訛が起ると、その転訛して意味の通じ難くなったものに手を加えてつじつまを合わせようとした為にますます転訛が甚しくなり、世上に流布する元禄頃の木版本の『宗門方

語」も転訛の甚しいものに増広改変を加えたものであり、殆んど使用に堪えぬものであるが、『一山抄』『蒙山抄』『咲山抄』にみられる引用は古いものだけに転訛もなく三者が互いに一致するのみならず、中世の他の註釈とも一致するので『方語』の元来の内容を復原するのに有力な資料となるものである。

次に『律宗新学名句』の引用も少なからずあり、法数と共に仏教の名数に対する註にはよく引用される。法数は引用される中国選述の文献の中では最も新しいものと考えられるが、類似した名称のものが数種あり、それらの中には内容が殆んど同じで選述時期も近接したものがあり、『一山抄』や『蒙山抄』の引用と比較的よく一致するものもあるが、そうと断定するには問題もあるので法数の選述年代によって『一山抄』や『蒙山抄』の成立時期の下限を定めることは難しいと考えられる。

『一山抄』や『蒙山抄』にみられる禅宗史籍の註釈書は殆んどが「伝灯抄」や「普灯抄」であるが、これらは他に照合対応する資料がなく、引用のされ方にも問題があり、当初からの註であるかどうかは疑問な点もあるので「伝灯抄」や「普灯抄」が『一山抄』や『蒙山抄』に先行するとは一概にいえない。

さて禅の系譜が中国人から日本人に移りかわったのは

鎌倉末期から南北朝にかけてであるが、この時期に禅宗史籍の註釈が次々と選述されたのは決して偶然ではない。これ以前の時代にも来朝僧や留学僧によって種々の禅籍の講述や筆録が行なわれてきており、日本側は中国からの新知識を受容吸収し蓄積してきたのであり、それは相当の水準にまで達していたと思われるが、未だ註釈書が選述されるにまでは到らなかった。しかしこの時期にいたり法の嗣承者となるまでに日本人の資質学力が向上し、従来蓄積されてきた学問や知識は、一方に於てはこのような註釈書としてまとめられ、同時に他方に於ては五山文学作品の選述という方面にも發揮されるようになったのである。

しかし日本人の資質学力がいかに向上しても禅籍の読解力学識という点に於ては、日本人と中国人との間には如何に努力しても及び難い隔りがあったことも明白であろうし、このことは法の嗣承者が日本人に移りかわる時期には強く意識されたであろう。むしろこの時代にもそれ以後の時代にも来朝僧や留学僧の往来は盛んではあったが、むしろそれ故にこそ本場の中国人と受容する立場の日本人との間の学力知識の断絶はより一層強く認識されたことであろう。

右の様な状況のもとに、種々の註釈書が選述されはじ

めるのであるが、その選述の動機は単に出坵の涉獵や考証といった様な学問的な関心からだけではなく、従来蓄積されてきたものを散佚させまいという意識も働いていたと思われる。この時代は一方に於ては五山文学作品が次々選述されると同時に、形成途上の禅宗教団の教学の確立に関連した著作が次々と著わされていた時代でもあり、註釈書も大部分が禅籍の註釈書である。しかし一旦これらの著作が選述されるとそれで需要が満たされた為か、その後は禅籍の註釈書の選述は少なくなり、一般の漢籍や文学書の註釈が盛んになってゆき、この時期に選述された禅籍の註釈書は大部分がその伝承を失なってしまうのである。しかしこの『一山抄』『蒙山抄』『咲山抄』は、書写年代は室町後期に降り、後世の註の混入や錯乱があるとはいえ、最も古い時期に成立した註釈書の中に属し、それ自身の資料価値はもちろん、中世の註釈の研究の指標となることも多く、これらの意味に於て重要な資料となるものである。

ところで、これらの註釈書によく引用される一山一寧が中世の日本禅宗の学問の成立に与えた影響は非常に大きなものがあったことはよく知られているところであり、上述の禅宗史籍の註釈のみならず、ひろく一般に『碧岩録不二鈔』等の中世選述の註釈書に「一山云」「山云」

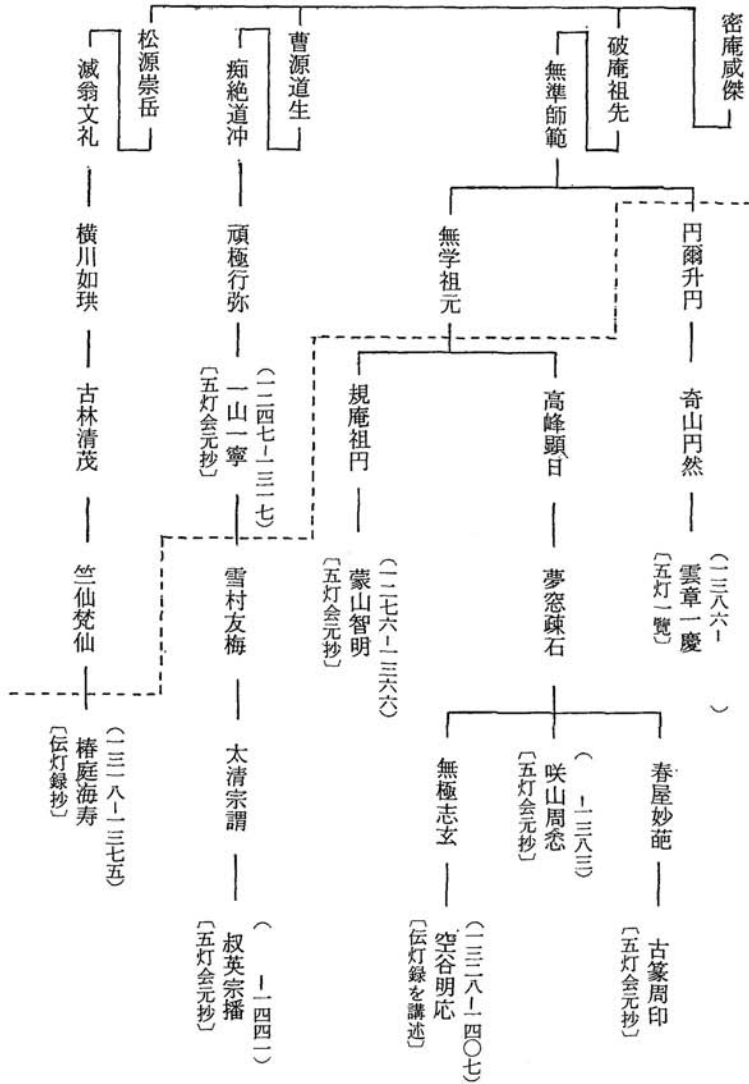
の註や引用があるのは屢々見うけられ、更に『大光明藏事苑』『大光明藏蔑蒙』『五灯别録』『景德伝灯録校解』等の近世の註釈書にも多くはないが「山云」の引用或いは「会元抄」「伝灯抄」「五灯考」等の引用がある。ただこれらの註には屢々転訛や省略や倒置等があり、引用の仕方でも断片的で一山の註として体系的なものではない為の意味の通じかねる場合でもそれ以上遡及して調べることでできず中途半端なままになってしまい、結局は依用するに足りないよいかげんな註であるとみなされがちであった。しかし上述の資料を相互に対照すれば転訛や省略等を訂正できるものも多く、又従来単なる伝承とされてきたものもその基づく所が明らかになったものもある。

又これらの文献に現れる一山の註を対照してみると対照できないものは別として対照できるものをその性質に従って分類すると、一は少異はあるもののよく一致するもの、二は同義ではあるが文の異なるものの二つに分類できる。前者についてはともかく後者のような註があるということは、先に一山が『景德伝灯録』『五灯会元』の講述を行なったと述べたように、この種の註はそれぞれ別の異なった出坵をもつからであると考えられ、従来このことが判然としなかった為に、相互の不一致によって信頼するに足りぬものであるとか、ただ漠然と古い註

であるとかした態度は改めるべきである。事実『大光明藏事苑』『大光明藏叢書』には「五灯考」「伝灯鈔」「会元抄」「山曰」等の引用がいくつもあり、従来は対照しうるものがなかったが『一山抄』『咲山抄』(六)の『景德伝灯録鈔』大通院藏の『景德伝灯録』の書入れ等と対照すると殆んどが対照でき、この他『五灯别録』『景德伝灯録校解』等の註釈書にも対照できるものは少ないながら他にはみられぬ一山の註があり拾遺すべきものはまだ数多くある。

さて以上の如く五灯会元抄は、後人の註の混入や錯乱や編成上の不統一等資料自身にも問題はあるが、禅籍の註釈としては最も古い時期に属するものであり、種々の面での資料価値を有するものであり、今回は資料の紹介を中心としたが、対照資料の不足や筆者の思わぬ失考も多くあると思うので、新資料の出現に期待すると共に先学の示教を賜りたい。

最後になったが貴重な古写本の撮影を許可していただいた両足院の伊藤東慎師をはじめその他の資料の利用を許可していただいた諸方には心から御礼申上げたい。



◎選述者一覧表 (これは嗣法図で学業の伝授を示すものではない。破線以下は日本人)